

志木都市計画特定用途誘導地区の計画書

(志木市決定)

志木都市計画特定用途誘導地区の決定（志木市決定）

告示年月日  
令和5年3月20日

都市計画特定用途誘導地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物等の誘導すべき用途	誘導用途に供する建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
特定用途誘導地区 (本町1丁目地区)	約0.9ha	別表第1のとおり	20/10	—	—	—	
合計	約0.9ha						

別表第1（教育文化施設）

1. 体育館
  2. 集会場
  3. 前2号の建築物に附属するもの
- 1から3について一般の利用に供する目的で設置するものに限る。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

志木市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域（行政の拠点）に位置する本町1丁目地区において、誘導施設として設定した教育文化施設の整備実現を図るため、特定用途誘導地区を指定するもの。